

岐阜県無電柱化推進計画

2022 年 3 月

岐阜県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、都道府県（市町村）の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県（市町村）無電柱化推進計画の策定を都道府県（市町村）の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく都道府県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 岐阜県における無電柱化の現状

岐阜県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式、自治体管路方式等による地中化が進められ、令和2年3月現在、直轄国道及び県管理道、市町村道を合わせ、延べ約86.8kmで無電柱化に向けた整備が進められ、このうち、県管理道路においては35.1kmで無電柱化が完了している。

岐阜県内には県管理の緊急輸送道路が2000kmあるものの、そのうち無電柱化された延長は極僅かである。災害時において、いのちと暮らしを守るための避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動に必要な緊急輸送道路ネットワークの確保に向け、更なる無電柱化の推進に取り組む必要がある。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録された大垣市、高山市、飛騨市の「山・鉾・屋台行事」など、県内には全国に誇る風情豊かな観光資源が多数ある一方、電柱・電線が景観を損ねている。今後、アフターコロナで観光需要が再び増加することを見据え、無電柱化により良好な景観を形成していく必要がある。

2) 今後の無電柱化の取組姿勢

「防災」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等の観点から、無電柱化の必要な道路において引き続き、強力に推進していく。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民の理解、協力を得つつ、関係者間で連携し無電柱化を推進することにより、岐阜県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻すとともに、安全・安心な暮らしを確保する。

3) 無電柱化事業の手法

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ無電柱化の必要性の高い道路において、電線共同溝の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、收容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンス

を含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法の導入による整備費用の縮減を図る。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

2. 無電柱化推進計画の期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

1) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として取り組みを進める。

ただし、これら以外の道路においても、地域ニーズに応じて必要な無電柱化は着実に実施する。

対象道路の選定に当たっては、岐阜県地域防災計画や岐阜県強靱化計画、岐阜県道路啓開計画、通学路交通安全プログラム、景観計画等、関係する様々な計画に定める事業や内容に留意する。

なお、具体の無電柱化実施区間については、岐阜県無電柱化協議会におい

て地域の実情を踏まえ調整する。

また、直轄国道等、岐阜県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等、防災上の必要な道路の無電柱化を推進する。また、電柱の倒壊により外部との物理的アクセスが断絶し、孤立集落が発生する路線において無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく特定道路、人通りの多い商店街等の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

世界遺産の周辺地区、その他著名な観光地、重要伝統的建造物群保存地区、景観法（平成 16 年法律第 110 号）や景観条例に基づく地区、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づく地区等、地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区における道路の無電柱化を推進する。

2) 計画目標

2025（令和7）年度までに、岐阜県管理道路において11.7kmの無電柱化工事に着手することを目標とする。

※延長は整備延長

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 緊急輸送道路の電柱を減少

① 緊急輸送道路の無電柱化事業の推進

緊急輸送道路において、無電柱化事業を推進する。

② 新設電柱の占用制限

緊急輸送道路における新設電柱の占用制限措置について、岐阜県では平成30年3月15日から導入済みであるが、未実施の市町村への普及を促進し、全ての緊急輸送道路における措置の導入を図る。

2) 新設電柱の抑制

① 道路事業等と併せた無電柱化の実施

無電柱化法第12条を的確に運用するため、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな電柱設置を禁止しており、地方公共団体に発出された手引きによる措置の徹底を図るとともに、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進する。

② 市街地開発事業等における無電柱化の推進

事業認可や開発許可の事前相談時等、あらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第12条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。

【参考】

○無電柱化の推進に関する法律

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関する者を除く。）都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

○関係通知

- ・交差点における道路照明灯及び交通信号機の電線の地中化について（通知）
（平成26年12月25日 道建第195号 道維第555号 都整第347号）
- ・電柱又は電線の設置の抑制及び撤去について（通知）
（平成29年9月20日 道建第131号 道維第198号 都整第127号）
- ・道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」における工事着手の通知に係る事前協議について（通知）
（令和3年11月12日 道建第128号 道維第400号 都整第146号）

3) コスト縮減の推進

道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取組を進める。

① 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

② 低コスト化の促進

地域の状況に応じた地上機器の大きさや形状、設置場所についての工夫を行うとともに、通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化による設置数減少等に取り組む。

電線管理者と連携し、昼間工事の拡大、仮埋め戻しが不要又は低コストとなるよう施工方法や仮設の工夫を検討し実施する。

③ 新技術・新工法の活用

道路管理者は、「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録されている新技術の積極的な活用を検討する。

4) 事業のスピードアップ

発注の工夫など事業のスピードアップを図る。

① 発注の工夫及び体制の検討

無電柱化事業を推進するため、各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するための発注方法や体制確保について検討する。

② 地域の合意形成の円滑化

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図り、事業のスピードアップにつなげる。

5) 占用制度の的確な運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 新設電柱の占用制限制度の運用

防災の観点から、岐阜県が管理する緊急輸送道路における新設電柱の占用制限措置は平成30年3月15日に導入したところであるが、未実施の市町村に対しては普及を促進し、県内の全ての緊急輸送道路における措置の導入を図る。加えて、電柱の倒壊により外部との物理的アクセスが断絶し、孤立集落が発生する県管理道路において占用制限措置を拡大する。

また、交通安全の観点からの新設電柱の占用制限措置の導入を検討する。

景観形成の観点での占用制限については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、景観法、自然公園法（昭和32年法律第161号）等における規制と連携した占用制限措置の導入を検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

【参考】

○道路法

（道路の占用の禁止又は制限区間等）

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の効率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

○無電柱化の推進に関する法律

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

○岐阜県管理道路の占用制限

占用制限の内容

- ・ 緊急輸送道路について、新たな電柱の占用を禁止
- ・ 既存電柱については、当面の間、占用を許可
- ・ やむを得ない場合は、仮設電柱の設置を許可（原則2年間）

対象路線等

- ・ 対象路線 : 県が管理する緊急輸送道路全線
173路線 2,000km
- ・ 対象物件 : 電気事業者や電気通信事業者が設置する電柱
- ・ 制限開始日 : 平成30年3月15日

6) メンテナンス・点検及び維持管理

今後、国より示される電線共同溝点検要領（仮称）に基づき、電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。

7) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる中部ブロック電線類地中化協議会及び岐阜県無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行う。

② 工事・設備の連携

ガスや上下水道の更新時等、他の地下埋設物の工事に併せて無電柱化を行うことが効率的であることから、計画段階から「岐阜県道路工事および地下埋設工事等連絡協議会」を活用し、同時施工に取り組む。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業等、他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協

力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

2) 無電柱化情報の共有

国及び市町村と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、岐阜県の取組について、国や他の地方公共団体との共有を図る。

3) 市町村との連携及び支援

市町村による無電柱化を推進するため、市町村無電柱化推進計画の策定を働きかける。また、無電柱化事業や占用制限制度の導入の実施について、ノウハウを共有し、各市町村と連携することで、無電柱化による一連の事業効果の発現を図る。

(参考1) 用語解説

用語	説明
無電柱化法	無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年十二月十六日法律第百十二号）
単独地中化 (方式)	無電柱化整備の事業手法の一つで、電線管理者が自らの費用で地中化を行い、道路占用物として管理する手法。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
電線共同溝 (方式)	電線の設置及び管理を行う2以上の物の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設。電線共同溝は、電線を収容する管路と特殊部からなり、入溝する電線や地上機器は、電線管理者が整備する。 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法より引用)
浅層埋設方式	管路等の埋設基準の緩和（平成28年（2016年）4月施行）を受け、従来よりも浅い位置に管路等を埋設する手法。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
小型ボックス活用埋設方式	電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準の改定（平成28年（2016年）9月施行）を受け、小型化したボックス内に電力ケーブルと通信ケーブルを埋設する手法。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
角型多条電線管	可とう性があり曲がり配管が容易であり、角型であるため、閉を密着して施工ができ、従来管路に比べ約4割コスト削減が可能。 (低コスト手法手引き（案）より引用)
軒下配線	建物の軒等を活用して電線類の配線を行う手法 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
裏配線	表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する手法。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
地上機器	無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称。多回路開閉器や変圧器（トランス）、低圧分岐装置など。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)

<p>特殊部</p>	<p>分岐部、接続部ならびに地上機器部等の総称。分岐部とは、電線の需要家への配線等のたえに設ける分岐のための部分、接続部とは、電線を接続するために設ける部分をいい、地上機器部とは、変圧器や開閉機器等の地上機器を設置する部分をいう。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)</p>
<p>「緊急輸送を確保するために必要な道路」 (緊急輸送道路)</p>	<p>地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路で、「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において、県内の道路を役割から1次、2次、3次に区分して指定している。 (岐阜県公式HPより引用)</p>
<p>バリアフリー基本構造</p>	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点かつ一体的な推進に関する基本的な構想。 (国土交通省HPより引用)</p>
<p>特定道路</p>	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー新法)において、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。 (バリアフリー新法より引用)</p>
<p>生活関連経路</p>	<p>バリアフリー新法において、生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設)相互間の経路 (バリアフリー新法より引用)</p>

重要伝統的建造物群保存地区	<p>歴史的な集落・町並みを保存することを目的に、「文化財保護法」に基づき市町村が指定する伝統的建造物群保存地区のうち、市町村からの申出を受け、国にとって価値が高いと判断したものについて、文部科学省が選定する地区。</p> <p>(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)</p>
エコパーク (ユネスコエコパーク=生物圏保存地域)	<p>昭和 51 年 (1976 年) にユネスコが開始したもの。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれている。(文部科学省 HP より引用)</p>
ジオパーク	<p>ジオパークとは、「地球・大地 (ジオ:Geo)」と「公園 (パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球 (ジオ) を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいう。</p> <p>日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」とユネスコの定める基準に基づいて認定された高品質のジオパークで、2015 年 11 月に、第 38 回ユネスコ総会においてユネスコの正式プログラムとなった世界ジオパークがある。</p> <p>(日本ジオパークネットワーク HP より引用)</p>
地方ブロック無電柱化協議会	<p>地方ブロック (全国 10 ブロック) の道路管理者、総務・経済産業の地方局、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される協議会であり、地方ブロックの無電柱化推進のための各種調整を行っている。</p> <p>(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)</p> <p>中部ブロックの協議会：中部ブロック電線類地中化協議会</p>
都道府県部会	<p>都道府県ごとの道路管理者、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される部会であり、都道府県の無電柱化推進のための各種調整を行っている。</p> <p>(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)</p> <p>岐阜県の協議会：岐阜県無電柱化協議会</p>

(参考2)

岐阜県無電柱化協議会 委員名簿

委員	国土交通省 岐阜国道事務所長
〃	国土交通省 多治見砂防国道事務所長
〃	国土交通省 高山国道事務所長
〃	岐阜県 危機管理部 防災課長
〃	岐阜県 商工労働部 観光国際局 観光企画課長
〃	岐阜県 県土整備部 道路建設課長
〃	岐阜県 県土整備部 道路維持課長
〃	岐阜県 都市建築部 都市整備課長
〃	岐阜県 都市建築部 住宅課長
〃	岐阜県警察本部 交通部 交通規制課長
〃	中部電力パワーグリッド株式会社 岐阜支社 電力サービス部 配電建設課
〃	西日本電信電話株式会社 岐阜支店 設備部 マネジメント担当課長
〃	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 東海事業部 岐阜支店 支店長
〃	キャンシステム株式会社 中部コンストラクションブロック ブロックリーダー
〃	シーシーエヌ株式会社 お客様サービス部長
〃	株式会社USEN 岐阜支店 技術長
〃	中部テレコミュニケーション株式会社 建設本部 ソリューション建設部長
〃	岐阜県商工会議所連合会 事務局長
〃	岐阜県商工会連合会 専務理事
〃	一般社団法人岐阜県観光連盟 常務理事